

( 例 )

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則  
第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載に  
より営業保証金の取戻しをしようとするので本公  
告をする。

当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一  
項の権利を有する者は、本公告の翌日から六箇月  
以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実  
並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二  
通を宮城県知事に提出されたい。前記申出書の提  
出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

令和〇年〇月〇日 (官報掲載月日につき空欄  
で)

〇〇〇〇〇 (申請者氏名)

一、住所 氏名 〇〇市〇〇〇字〇〇〇〇番地〇  
〇〇〇

営業保証金額 金〇万円